

茨城県報第1232号

平成13年 1 月29日

月 曜 日

目 次

> 告 示

	ページ
字の区域の設定 (地方課)	1
字の区域の変更 (3件) (地方課)	3
道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)	4
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課)	5
土地改良事業の認可 (土地改良事務所)	5
土地改良事業に対する同意 (土地改良事務所)	6
土地改良区役員の就退任 (3件) (土地改良事務所)	6
土地改良区役員の退任 (土地改良事務所)	9
(選挙管理委員会)	
選挙管理委員会委員長の就任	9

茨城県告示第81号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により茎崎町長から同町内の字の区域を次のとおり設定 する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の設定の効力は、平成13年2月26日から生ずるものである。

平成13年 1 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

中山に設定する区域

甲1070の1から甲1070の18まで、甲1071の1から甲1071の8まで、甲1072の1から甲1072の8ま 若栗字地蔵山

> で、甲1072の10から甲1072の12まで、甲1072の15、甲1072の16、甲1072の18から甲1072の21まで、 甲1072の24, 甲1072の29から甲1072の34まで, 甲1073の 1 から甲1073の 7 まで, 甲1074の 1 から 甲1074の22まで、甲1075、甲1076の1から甲1076の3まで、甲1076の5,甲1077の1から甲1077

の7まで、甲1077の13、甲1077の14、甲1078の1、甲1078の2

同字下塚 甲1079, 甲1080の1, 甲1080の4, 甲1081, 甲1082の1, 甲1082の2, 甲1083, 甲1084, 丙1080,

丙1084

同字中妻道 甲1085の1, 甲1085の2, 甲1086の1, 甲1086の2, 甲1086の5, 甲1086の6, 甲1087, 甲1088 の1,甲1088の2,甲1089の1,甲1089の2,甲1090の1から甲1090の16まで,甲1091の1から甲1091の7まで,甲1091の13から甲1091の21まで,甲1091の23から甲1091の25まで,甲1091の27から甲1091の29まで,甲1091の31から甲1091の33まで,甲1092の1から甲1092の7まで,甲1093の1,甲1093の3から甲1093の7まで,甲1095,甲1096の1,甲1096の3から甲1096の8まで,丙1091の1から丙1091の7まで

同字今泉道

甲1124の1, 甲1124の3, 甲1124の4, 甲1125, 甲1126の1, 甲1127の1, 甲1128の1, 甲1128の2

同字細田

Z101, Z36, Z6101, Z6103, Z6104

茨

城

県

報

同字地蔵原

Z1600 1, Z1600 3, Z1700 1 からZ1700 3 まで、Z1800 1, Z1800 3, Z19, Z3500 1, Z3500 2, Z3600 1, Z3700 1 からZ3700 6 まで、Z3800 1, Z3800 2, Z3900 1 からZ3900 3 まで、Z4000 1, Z4000 2, Z4100 1, Z4100 3 からZ4100 6 まで、Z4100 8, Z4400 1, Z4400 2, Z4500 2, Z4500 3, Z46, Z4600 1, Z4600 2, Z14800 1, Z14800 2, Z14900 1, Z14900 2, Z15000 1 からZ15000 4 まで、Z15000 7, Z15100 1, Z15100 2, Z152, Z15300 1 からZ15300 3 まで、Z15400 1 からZ15400 3 まで、Z15500 1, Z15500 2, Z15600 1 からZ15600 5 まで、Z15600 7, Z15700 1, Z15700 2, Z158, Z159, Z20200 1 からZ20200 6 まで、Z2020010, Z2020011, Z2020013

同字大神宮

Z620 1 h6Z620 3 $\pm v$, Z770 1 h6Z770 6 $\pm v$, Z790 1 h6Z790 3 $\pm v$, Z800 1, Z800 2, Z81, Z820 1 h6Z820 5 $\pm v$, Z830 1, Z830 2, Z840 1, Z840 2, Z85 0 1, Z850 2, Z860 1, Z860 2, Z870 1 h6Z870 6 $\pm v$, Z880 1 h6Z880 3 $\pm v$, Z1000 1 h6Z1000 3 $\pm v$, Z1010 1 h6Z1010 4 $\pm v$, Z1050 1 h6Z1050 3 $\pm v$, Z 1070 1, Z1070 2, Z1080 1, Z1080 2, Z1100 1, Z1100 3, Z1110 2 h6Z1110 4 $\pm v$ 7, Z1110 6 h6Z1110 8 $\pm v$ 7, Z11180 1 h6Z118014 $\pm v$ 7, Z118016, Z118020 h6Z118 0 24 $\pm v$ 7, Z118026 h6Z118045 $\pm v$ 7, Z118049 h6Z118051 $\pm v$ 7, Z119, Z1200 1, Z 1200 2, Z1230 1, Z1230 2, Z124, Z126, Z1290 1, Z1290 2, Z1300 1 h6Z130 0 6 $\pm v$ 7, Z1310 1, Z132, Z1330 1 h6Z1330 3 $\pm v$ 7, Z134, Z1350 1, Z1350 2, Z1360 1 h6Z1380 9 $\pm v$ 7, Z138011 h6Z138014 $\pm v$ 7, Z138016 h6Z138019 $\pm v$ 7, Z1380 5 h6Z1380 9 $\pm v$ 7, Z138011 h6Z138014 $\pm v$ 7, Z138016 h6Z138019 $\pm v$ 7, Z2200 1 h6Z22200 8 $\pm v$ 7

同字弁天

Z102の1, Z102の2, Z104の1, Z104の3

同字東坪 同字久保

Z1210 1 0 6 0 7

同字西坪

Z146001, Z146003 h5Z146007 t7t7, Z160001 h5Z160004 t7, Z160008, Z160009, Z161001 h5Z161006 t7, Z162001 h5Z162003 t7, Z163001, Z163001, Z164001 t7, Z164001 t7, Z164001

同字割地

Z203の1, Z203の4からZ203の7まで, Z211の1, Z214の1, Z216の1からZ216の4まで, Z217, Z218の2からZ218の4まで, Z221の1からZ222の8まで, Z223, Z224, Z225の1, Z225の3からZ225の5まで, Z226の1, Z226の2, Z227の1からZ227の4まで, Z227の6からZ227の8まで, Z228の1, Z228の2, Z229の1からZ229の3まで, Z230の1, Z230の3, Z231の2, Z231の4, Z231の6, Z233, Z234の2, Z234の3, Z234の6, Z234の9, Z234の12からZ234の14まで, Z235, Z237, Z248の1, Z249

同字細谷原

Z250の1からZ250の3まで、Z250の6、Z250の7、Z251、Z252、Z253、Z254の1、Z254の2、Z255、Z256の1、Z256の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

「上記地番は平成12年10月16日現在の登記簿による。」

······

茨城県告示第82号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により茎崎町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成13年2月26日から生ずるものである。

平成13年 1 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

若栗に変更する区域

高崎字宮下 1272の1から1272の5まで,1275の1,1275の2

同字若栗境 1278の1,1278の2,1278の5,1279,1280の1から1280の5まで,1281の2から1281の7まで,

1281の9から1281の13まで、1281の15から1281の29まで、1282の1から1282の5まで、1283の1、

1283の3, 1283の5から1283の14まで, 1283の19から1283の33まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

若栗字若栗境に変更する区域

高崎字稲荷原

2304の58, 2304の60, 2304の93, 2304の94, 2304の96から2304の99まで, 2304の101, 2304の102, 2304の106, 2304の110から2304の116まで, 2304の127から2304の134まで, 2304の136, 2304の141, 2304の145から2304の150まで, 2304の154から2304の156まで, 2304の168, 2304の170から2304の181まで, 2304の183, 2304の185から2304の204まで, 2304の211から2304の239まで, 2304の243, 2304の246, 2304の260, 2304の261, 番外3の1,番外3の19,番外3の20,番外3の21

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

「上記地番は平成12年10月16日現在の登記簿による。」

······

茨城県告示第83号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により茎崎町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成13年2月26日から生ずるものである。

平成13年 1 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

茎崎に変更する区域

下岩崎字永作 2255の2,2257の2,2257の3,2258の2,2258の3

「上記地番は平成12年10月16日現在の登記簿による。」

······

茨城県告示第84号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により茎崎町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、平成13年2月26日から生ずるものである。

平成13年 1 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

桜が丘に変更する区域

九万坪字稲荷原 4の18, 4の354

同字粒尻 1263の8,1263の9

「上記地番は平成12年10月16日現在の登記簿による。」

茨城県告示第85号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年1月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年1月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下宿常陸鴻巣停車場線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地(の幅員	延	長	摘 要
			メートル		メートル	
 那珂郡那珂町大字飯田3221番 3 地先から	IB	最大	15.0		30	
加州和加州の大子畝田3221留 3 地元から	ID	最小	11.0		30	
 那珂郡那珂町大字飯田3221番 3 地先まで	新	最大	12.0		30	迂回路撤去
がいるがいの人子数山3221亩3地元より	क्र।	最小	11.0		30	泛问时派公
 那珂郡那珂町大字飯田5700番 5 地先から	IB	最大	17.0		28	
加州和加州四八子版山3700亩 3 地元775	IH	最小	13.1		20	
 那珂郡那珂町大字飯田5700番 5 地先まで	新	最大	13.1		28	迂回路撤去
がいるがいの人子歌山3700亩3地元よく	क्र।	最小	13.0		20	泛问时派公
那珂郡那珂町大字戸5187番 3 地先から	IΒ	最大	13.0		23	
かだはかが過い人士に2101田 3 紀元から	Iμ	最小	11.6		23	
 那珂郡那珂町大字戸5187番 3 地先まで	新	最大	11.6		23	迂回路撤去
が当年が当日の子厂2107年3地元まり	机	最小	11.6		23	足凹陷 撤去

茨城県告示第86号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。

5

その関係図面は、平成13年1月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年1月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	J	敷地(敷地の幅員		長	摘	要
				メートル		メートル		
	(^	,	最大	14.9		220		
	(A)	最小	8.5		220		
猿島郡三和町諸川1667番から	旧 / D	,	最大	15.0		004		
送自初一40mT工L M 207要 1 + で	(B)	最小	10.0		231		
猿島郡三和町下片田327番1まで	Φ Γ / Λ	,	最大	24.0		220	現道拡	幅及び
	新 (A)	最小	14.0		220	迂回路	路撤去

······

茨城県告示第87号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成13年1月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成13年1月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道125号
- 2 供用開始の区間 猿島郡三和町諸川1667番から

猿島郡三和町下片田327番1まで

3 供用開始の期日 平成13年1月30日

······

茨城県告示第88号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成13年1月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 1 月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 上君田大能線
- 2 供用開始の区間 高萩市大能字ス久ボ塚209番3地先から

高萩市大能字菅谷地231番3地先まで

3 供用開始の期日 平成13年2月1日

茨城県告示第89号

山川沼土地改良区理事長から平成12年9月12日付けで認可申請のあった新宿新田地区土地改良事業(ほ場整備)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成13年1月4日認可した。

平成13年 1 月29日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

茨城県告示第90号

平成12年8月4日付けで北茨城市長から協議のあった日棚地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成12年12月25日同意した。

平成13年 1 月29日

茨城県高萩土地改良事務所長 河 合 收

······

茨城県告示第91号

新治郡霞ケ浦町牛渡365番地に事務所を置く一の瀬土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年 1 月29日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

	住所	職名	氏 名
新治郡霞ケ浦	町下大堤127番地	理事	阿 部 真 一
"	坂1731番地の 1	"	折 本 信 利
"	有河190番地	"	中 村 義 明
"	大和田808番地	"	車 田 利 男
"	" 803番地	"	山本一幸
"	下大堤482番地	"	羽成嘉光
"	男神 1 番地	"	藤井憲一
"	中台251番地の 2	"	小松﨑 粂 夫
"	坂3402番地	"	舘 林 政 雄
"	# 2927番地	"	大 橋 用
"	# 3704番地	"	宮田信夫
"	# 3745番地	"	山 口 敏 夫
"	# 1516番地	"	折 本 武 男
"	牛渡1764番地	"	根本良孝
"	" 1841番地	"	宮本季一
"	″ 3958番地の1	"	髙 槙 久 雄
"	" 4376番地	"	中 村 新 次
"	" 4388番地	"	久保庭 正 雄
"	″ 5487番地の11	"	磯 山 仙 助
"	" 6719番地	"	塚 本 武
"	" 6623番地	"	藤 井 肇
"	大和田665番地の1	監 事	山本幸一
"	牛渡4003番地	"	大久保 俶 治

2 就 任

	住 所	職名	氏 名
新治郡霞ケ浦町	下大堤127番地	理事	阿部真一
"	坂2927番地	"	大 橋 用
<i>II</i> :	牛渡2774番地	"	齋 藤 正 久
"	大和田862番地	"	小 泉 道 夫
"	# 814番地	"	車田威雄
,,	下大堤482番地	"	羽成嘉光
"	男神 1 番地	"	藤井憲一
"	中台251番地の 2	"	小松﨑 粂 夫
"	坂3402番地	"	舘 林 政 雄
"	# 3704番地	"	宮田信夫
"	# 3745番地	"	山口敏夫
"	# 1731番地の 1	"	折 本 信 利
"	# 1516番地	"	折 本 武 男
"	有河190番地	"	中 村 義 明
"	牛渡1487番地	"	中 村 重 男
"	# 939番地	"	齋 藤 淑 夫
"	″ 4020番地の 2	"	佐 賀 實
"	〃 4388番地	"	久保庭 正 雄
"	〃 3141番地	"	星野正儀
"	" 6588番地	"	田 所 貞
"	" 6719番地	"	塚 本 武
"	坂2647番地	監事	坂 本 行 雄
" -	大和田665番地の 1	"	山本幸一
"	牛渡4376番地	"	中 村 新 次

茨城県告示第92号

新治郡新治村大字藤沢975番地に事務所を置く天の川上流土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改 良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告す る。

平成13年 1 月29日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職名	氏 名
新治郡新治村大字大志戸1426番地	理事	野口昌雄

2 就 任

住 所	職名	氏 名
新治郡新治村大字大志戸1422番地	理事	関 口 利 雄

茨城県告示第93号

真壁郡協和町大字門井1962番地 2 に事務所を置く井出蛯沢堰土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨,土地 改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので,同法第18条第17項の規定により公告 する。

平成13年1月29日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

1 退 任

	住所	職名	氏 名
真壁郡	協和町大字谷永島 6 番地	理事	蓮 沼 勝 男
"	" 大字井出蛯沢88番地	"	枝 十九男
"	" " 1157番地 1	"	古谷野勤
"	" 大字蓮沼79番地 4	"	小島富男
"	" 大字柳137番地 1	"	小島重雄
"	" 大字桑山3465番地の3	"	大島 一明
"	" " 2198番地	"	大 木 一 誠
" [明野町大字村田1719番地	"	中里與市
"	" 大字鍋山534番地	"	横 田 稔
"	" 大字倉持309番地	"	瀬尾恒夫
<i>"</i> †	協和町大字横塚293番地	監事	日 向 光 男
"	" 大字大島98番地	"	入 江 金三郎
"	// 大字内淀185番地 1	"	水 柿 温 良

2 就 任

		住		所	Ť		職	名	E	E	2	3
真壁種	郡協和岡	盯大字谷永島	6 番地				理	事	蓮	沼	勝	男
"	"	大字井出蛯	沢88番地				,	,	枝		十力	児男
"	"	"	1127番地				1	,	舘	野	榮	敏
"	"	大字横塚29	3番地				,	,	日	向	光	男
"	"	大字蓮沼11	80番地				,	,	中	野	邦	之
"	"	大字柳137智	番地 1				,	,	小	島	重	雄
"	"	大字桑山33	54番地 2				,	,	大	嶋	貞	夫
"	"	<i>"</i> 21	98番地				,	,	大	木	_	誠
"	明野町	订大字村田17	'19番地				,	ı	中	里	與	市
"	"	大字内淀31	1番地				,	ı	稲	見	元	_
"	"	大字倉持59	0番地の27				,	ı	飯	島		司

住 所	職名	氏 名
真壁郡協和町大字大島98番地	監事	入 江 金三郎
" " 大字井出蛯沢1641番地	"	枝 修 一
" 明野町大字鍋山527番地	"	大 吉 宣 男

茨城県告示第94号

西茨城郡友部町中央三丁目2番1号に事務所を置く友部中央土地改良区から次のとおり役員が退任した旨,土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので,同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年1月29日

茨城県水戸土地改良事務所長 木 澤 英 雄

退 任

住	所	1	職	名	氏	名	
西茨城郡友部町大字平町1717番地		理		事	小松﨑	英 🏻	明

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第6号

平成13年1月15日開催の選挙管理委員会において,地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第187条第1項の規定による選挙の結果,次の者が委員長に就任した。

平成13年 1 月29日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

氏	名	住
足立	裕	茨城県水戸市住吉町192 - 78

10	茨	城	県	報	第 1232 号	平成13年 1 月29日	(月曜日)
毎週月・	木曜日発	新 (緊急	急事項は	:号外発行) は繰下発行)	/定価送料	^ł とも1月)	
				^{ま繰り発行} <i>】</i> 城		0 6 0 H /	
□# * ± .						070 T 6	
第記・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中込先			城 県 水 戸 !総 務 部 総		9/8 奋 6	
				(301) 1 1			